

平成26年玉村町議会第3回定例会会議録第4号

平成26年9月12日（金曜日）

議事日程 第4号

平成26年9月12日（金曜日）午後2時開議

- 日程第 1 請願の審査報告
- 日程第 2 議案第39号 玉村町保育認定基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第40号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第41号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第42号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第43号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第46号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第51号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 認定第 1号 平成25年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第 2号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 3号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 4号 平成25年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 5号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第 6号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第 7号 平成25年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第16 開会中における所管事務調査報告
- 日程第17 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第18 議員派遣の申し出

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 請願の審査報告
- 日程第 2 議案第39号 玉村町保育認定基準を定める条例の制定について

- 日程第 3 議案第 40 号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 議案第 41 号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 42 号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 43 号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地地区画整理事業施行に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 46 号 平成 26 年度玉村町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議案第 51 号 平成 26 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 9 認定第 1 号 平成 25 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 認定第 2 号 平成 25 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 認定第 3 号 平成 25 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 認定第 4 号 平成 25 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 認定第 5 号 平成 25 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 認定第 6 号 平成 25 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 認定第 7 号 平成 25 年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第 16 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 17 閉会中における所管事務調査の申し出
- 日程第 18 議員派遣の申し出
- 追加日程第 1 同意第 3 号 玉村町公平委員会委員の選任について
- 追加日程第 2 同意第 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第 3 玉議第 6 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

出席議員（16人）

1番	原 秀夫君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	筑井あけみ君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	高橋茂樹君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	川端宏和君	16番	柳沢浩一君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井孝道君	副町長	重田正典君
教育長	新井道憲君	総務課長	高井弘仁君
経営企画課長	金田邦夫君	税務課長	月田昌秀君
健康福祉課長	小林 訓君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	山口隆之君	生活環境安全課長	斉藤治正君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	高橋雅之君
上下水道課長	木暮秀博君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小板橋 保君	生涯学習課長	井野成美君

事務局職員出席者

議会事務局長	石 関 清 貴	庶務係兼 議事調査係長	松 田 純 一
主 査	関 根 聡 子		

○開 議

午後 2 時開議

◇議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（柳沢浩一君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 請願の審査報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 1、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号 4、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書について議題といたします。

この請願につきましては、文教福祉常任委員会に付託となっておりますので、文教福祉常任委員長の審査報告を求めます。

宇津木治宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 宇津木治宣君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（宇津木治宣君） 本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、玉村町議会会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告をいたします。

受理番号 4、件名、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書。請願者または代表者住所氏名は、前橋市新前橋町 13-12、群馬県社会福祉総合センター内、一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟理事長、早川健一さんであります。審査結果は採択であります。

審査経過について若干申し上げます。請願趣旨。手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別をされてきた長い歴

史があります。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であると明記されています。障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内の法整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した改正障害者基本法では、全ての障害者は可能な限り、言語、手話を含む、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、同法第22条では、国、地方公共団体に対し、情報保障施策が義務づけられている。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境を整備するため、手話言語法（仮称）を制定することを求めるものであります。

本件について、9月8日、玉村町議会会議規則第93条第1項の規定により、紹介議員の備前島久仁子議員と、玉村町議会委員会条例第25条の2第3項の規定により、請願者である一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟理事長、早川健一氏の代理人である同連盟事務局次長、吉原孝治氏に説明を求めました。説明の内容については、皆さんのお手元にお配りしている文書のとおりです。ごらんをいただきたいと思います。

ごらんのような活発な全委員からの質疑を受け、全委員から意見を求めた結果、全委員から採択をすべきという意見がありました。なお、審査経過についてはお配りした文書のとおりであります。よって、本請願は採択となりました。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本請願に対する表決を行います。

委員長の審査報告は採択とするものです。

委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。



○日程第2 議案第39号 玉村町保育認定基準を定める条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第2、議案第39号 玉村町保育認定基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、文教福祉常任委員会に付託となっておりますので、文教福祉常任委員長の審査報告を求めます。

宇津木治宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 宇津木治宣君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（宇津木治宣君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第39号。件名、玉村町保育認定基準を定める条例の制定について。議決の結果、原案可決。議決の理由、内容は妥当なものと認める。審査内容については、お手元にお配りした文書のとおりです。ごらんいただきたいと思えます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第3 議案第40号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第3、議案第40号 玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、文教福祉常任委員会に付託となっておりますので、文教福祉常任委員長の審査報告を求めます。

宇津木治宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 宇津木治宣君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（宇津木治宣君） 委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、議案第40号。件名、玉村町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。議決の結果、原案可決。議決の理由、内容は妥当なものとする。審査内容については、お手元にお配りしたとおりです。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第4 議案第41号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第4、議案第41号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、文教福祉常任委員会に付託となっておりますので、文教福祉常任委員長の審査報告を求めます。

宇津木治宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 宇津木治宣君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（宇津木治宣君） 委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、議案第41号 玉村町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。議決の結果、原案可決。議決の理由、内容は妥当なものと認める。

審査内容については、補足説明を受けました。児童福祉法の改正により、家庭的保育事業等の認可基準を定める条例である。内容は、全て国の基準どおりであり、玉村町独自の項目はない。この事業については、実際に玉村町で行う事業はそれほどないと考えているが、そのような事業者が出てきたときに対応できるようにするための条例制定であるという説明がありました。審査の結果、全会一致で可決いたしました。

以上、報告いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第5 議案第42号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第5、議案第42号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、文教福祉常任委員会に付託となっておりますので、文教福祉常任委員長の審査報告を求めます。

宇津木治宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 宇津木治宣君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（宇津木治宣君） 委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。事件の番号、議案第42号 玉村町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。議決の結果、原案可決。審査の結果、内容は妥当なものとする。

審査経過については、お手元にお配りした文書のとおりですが、補足説明がありました。今まで放課後児童クラブについては、国や県から示されたガイドラインに基づき、運営を行ってきたが、新制度では、児童福祉法の改正により、設備及び運営に関する基準について、市町村が条例で定めることになった。現在小学校3年生までが対象となっているが、小学校に就学している児童ということで6年生までが対象となる。今後新たに民間事業者等が放課後児童クラブを運営したいという場合に、町がこの条例の基準に従って認可することになるというような条例の内容であります。活発な議論の結果、全会一致で原案可決となりました。

以上、報告いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第6 議案第43号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第6、議案第43号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

備前島久仁子経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇経済建設常任委員長（備前島久仁子君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第43号 玉村都市計画事業玉村町文化センター周辺土地区画整理事業施行に関する条例の制定についての審査報告です。都市建設課に補足の説明を求めました。玉村町では、文化センター周辺地区において、町が事業主体となり、土地区画整理事業を実施します。現在は、12月の事業計画の認可に向けて準備を進めているところです。この条例は、文化センター周辺地区として土地区画整理事業を行うため、新たに制定するものであります。

委員より活発な質疑が出ました。慎重に審査し、その結果、表決を行いました。本議案は、表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第7 議案第46号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第5号）

◇議長（柳沢浩一君） 日程第7、議案第46号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第5号）

についてを議題といたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 52ページの海洋センターの管理運営事業、第4保育所の跡の駐車場をつくるための測量の設計委託料とのことですが、この敷地の面積、それから予定をしている駐車場の予定台数を教えてください。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 第4保育所の跡地の面積ということでございますが、申しわけありませんが、手元にありませんので、おおむねしか言えないので、後日でお願いします。約92台、100台ぐらいを見込んでおります。

◇議長（柳沢浩一君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 約100台とのことですが、この金額279万円、約280万円

ですが、この算定方法はどのようになっているのでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 概算の駐車場を整備した場合の全体の額を出しまして、その割合で金額を算定させてもらっています。

◇議長（柳沢浩一君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 敷地面積がわからないとのことなので、大体1坪幾らぐらいの計算の委託なのかがわからないということでありませうか。大体100台ということでありませうけれども、駐車場の場合は、建物と違って、デザイン性というものを重視するのではなくて、フェンスとか排水とか何台という形で駐車場は整備すると思うのですが、それにしても大層金額が行っているのではないかなというふうな気がいたしますが、その点はいかがですか。

◇議長（柳沢浩一君） 休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時27分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 面積でございますが、第4保育所跡地が2,719.99平米でございます。交番跡地が460平米ございまして、合わせまして3,179.99平米が全体の面積でございます。それにつきまして、整備した場合の概算の費用を見積もりまして、そのための設計費用ということで今回算出をさせてもらっております。1台につきましては約11平米分で見えております。

◇議長（柳沢浩一君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 36ページになります。玉村町文化センター周辺の土地区画整理事業の関係だと思っておりますが、定住促進まちづくり事業の委託料の内容についてと一遍で質問してしまいましたが、40ページの宅地造成事業、これも多分文化センター周辺の事業だと思っておりますが、この繰出金により特別会計をつくるのですが、その特別会計の事業内容を教えていただきたいと思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） まず、36ページの定住促進まちづくり事業でございます。こちらにつきましては、今度この文化センター周辺地域を区画整理事業を行うわけでございますが、今現在、道水路等の境界というのですかね、公図的には区画整理の区域内のみの面積になってございません。そこで、今回道水路については長いわけですが、その部分を今度は区画整理部分だけの地籍に変えるために分筆作業等を行っています。それで、今回この委託を行って、区画整理事業内の道水路等も面積的等もはっきりしていくということでございます。それと、もう一点、補償物件等が今後出てまいりますので、その調査ということで行うということで、両方とも540万円ほどの事業を見込んでございます。その2件で1,080万円でございます。

続きまして、40ページの土地造成事業特別会計への繰り出しということでございますが、こちらにつきましては次に出てまいります議案第51号の宅地造成事業特別会計予算、こちらの特別会計の繰り出しということになります。こちらの事業では、この区画整理を行うために町が事業主体になるということでございます。そのために現在の対象区域の農地につきまして町が買収をしていきたいというふうに考えています。この買収費用として、この一般会計からの繰出金と、またそちらの特別会計のほうで出てまいります起債、両方で資金といたしまして約7.3ヘクタールほどになりますが、そちらの用地を買収していくための資金として繰り出しを行うということでございます。よろしくお願ひします。

◇議長（柳沢浩一君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 農地の買収ということですが、宅地造成事業と書いてあるのです。宅地造成をどこまでするのか。区画整理事業になっているわけですね。区画整理するためのお金と、農地を買収してどこまでの宅地造成をするのがこの特別会計の予算の事業内に入るのかということが知りたいのですが。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今回のこの宅地造成事業特別会計では、あくまでも用地の買収のみということでございます。今後出てまいります区画整理事業につきましては、今後一般会計で予算計上をさせていただきたいというふうに考えております。

◇議長（柳沢浩一君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 土地区画整理事業を一般会計のほうから出しているのですか。都市計画税のほうは使わないということですか。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 都市計画税を使わないかというご質問でございますが、今後区画整理事業を行っていく事業費の中に、現在都市計画税をいただいて、それを基金として積んでございます。その基金から区画整理事業のほうの資金として利用させていただくということでございます。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 22ページ、臨時福祉給付金の事業です。たしか玉村町は6人に1人ぐらいの割合で、約6,000人ぐらい該当するかと思うのですけれども、7月からの申請でしたかね。今まで何人ぐらいが申請してきたかということ、それからこの超過勤務手当というのは、何人の臨時職員で対応しているか、その臨時職員に対する超過勤務なのか、それとも一般職員に対するものなのか、その辺をちょっとお尋ねします。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 臨時福祉給付金でございますが、8月1日から受け付けを開始しまして、約6,800人程度を予定していたのですが、現状で8月30日現在で約40%ぐらい、3,000人まで行っていないのですが、それに近い方が申請をされております。今回の補正なのですが、現在臨時福祉給付金につきましては、臨時職員2名、これは派遣の臨時職員になるのですが、あとは担当者、社会福祉係の担当係長以下3名体制で、他の業務が主なのですが、そのほかにこの業務もやっております。そういった中で、どうしても申請が上がってきた日の後の処理、5時で申請が終わった後の処理がどうしてもその日にしなければならぬ処理がかなりありますので、そういったものは職員が毎日対応して残業しているような形になっておりますので、その超勤手当が当初予定したよりも必要だということで今回補正をさせていただきました。また、子育て給付金については、現状約50%ぐらいの申請なのですが、担当と臨時職員1名で行っておりますが、どうしても5時以降は職員が対応ということになりますので、今回超勤手当が発生するという中で補正をさせていただいております。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） そうすると、約1カ月間で4割とか5割の人が申請したと。最初は申請の勢がいいわけですよ。消費税率が5%から8%に3%上がったということに対する給付だから、ある程度の申請の流れを見て、まだまだ来るべき人が来ていないな、パーセンテージ的にまだ残っている人が大分いるなというときは、追加のお知らせみたいのをやる計画はありますか。

◇議長（柳沢浩一君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君発言〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 広報の9月号でその辺のお知らせをさせていただいております。また、その後あと1カ月切った段階でまだ申請者がいないかを把握した中で、またそこで個々に通知を出すか、その辺はまた検討させていただきたいと思っています。

◇議長（柳沢浩一君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 30ページになります。一番下の項目なのですが、農地中間管理事業云々ということで、これについては、この前議案説明で私ちょっと走り書きしておいたのですが、貸す側の農家に30万円もらえる農家と50万円もらえる農家があると。何戸というのは私書いていないのですが、これは前こういった制度がスタートするときにいろいろ説明を受けた気がするのですが、離農する問題で、仮に30万円もらう場合には、トラクターだけは持っていてもいいよとか、いろいろな条件があったと思うのですよね。これは、県の農業公社がするものだと思うのですが、今まで町の農業公社経由でやったものについては、法人化で貸し借りがあったものについては、貸す側で離農するに際してこうやって30万円だとか50万円だとももらった農家はまだ一件もないと思うのですよね。今度は、県の農業公社がやることについて、こういうことが出てきたのですが、その条件等のクリアは問題ないですかね。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） お答えいたします。

先ほどご質問がありましたように、リタイアということだと思っております。このお金の中には経営転換というのとリタイアというのがありまして、ご質問の件はリタイアということで、リタイアの場合も0.5ヘクタール以下が30万円、0.5ヘクタール以上になりますと50万円が出るという形で内訳になっております。要件的には、細かいところまであれなのですが、リタイアということですから、基本的に米麦とか、そういったものは一切やらないというのが原則だと思います。機械は多少畑とかのためにあって問題ないのではないかなとは思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 課長が今言われたのは面積的なことだけなのですが、何年か前の予算のとき、そのときの私の記憶では、面積もあるけれども、保有の機械の状況も条件があるのではなかったかなと。私も記憶が定かではないのですが、いずれにしても県の農業公社とのことでやるわけだから、間違いはないと思うのですが、最後にそれに該当する戸数をそれぞれ聞かせてください。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇**経済産業課長（大谷義久君）** リタイアでいきますと、この上陽関係で0.5ヘクタール以下のリタイアの方は21戸、それから0.5ヘクタール以上の方は9戸ということになっております。合計30戸がリタイアという形になっております。

以上です。

◇**議長（柳沢浩一君）** 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇**9番（町田宗宏君）** 35ページ、道路改良事業800万円ですが、これは二軒茶屋の道路を改良するのですか。

◇**議長（柳沢浩一君）** 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇**都市建設課長（高橋雅之君）** 35ページの道路改良でございますが、13の測量設計委託料につきましては、二軒茶屋よりちょっと工業団地寄りですかね、箱石、南玉等から354に出てくる町道でございます。この交差点部分が非常に危険ということでございまして、以前から問題が出ているのですが、この測量設計をするのに300万円、それ以外に工事費といたしましては、まだ今回その場所は測量設計のみということで、工事費につきましてはまた違う場所の工事ということで、現在では五料、飯倉地内でどうしても道路側溝がだめなところがありますので、そちらの工事費に充てる予定でございます。

◇**議長（柳沢浩一君）** 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇**9番（町田宗宏君）** 一般質問でもしたのですが、ことしの8月ですか、通学路の点検をしたと。その結果、15カ所の危険な通学路があると、そのように説明を受けたのですが、この15カ所の危険な通学路よりも二軒茶屋の道路改良事業を優先する理由をお聞かせ願いたい。

◇**議長（柳沢浩一君）** 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇**都市建設課長（高橋雅之君）** この地域でございますが、以前からこの交差点は危険だということで、地元の方からは、信号の設置要望だとか、いろんな要望をいただいております。そういう中でなかなか改良のめどが立っていなかったのですが、今回地権者等の方ともご相談をさせていただいてやっと話のほうがつくような格好になってまいりましたので、今回はこちらの交差点の改良をさせていただくということでございます。よろしく申し上げます。

◇**議長（柳沢浩一君）** 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇**9番（町田宗宏君）** 学校周辺の危険な通学路をなるべく早く整備しろというのは国の方針であり、

県の方針でもあるのですよね。その件について、玉村町は何で積極的にその危険な通学路を改善しようとしないのか、その理由をお聞かせ願いたい。

◇議長（柳沢浩一君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋雅之君発言〕

◇都市建設課長（高橋雅之君） 今年度も8月に調査をした結果、15カ所程度あるということでございます。こちらにつきましては、今後教育委員会等とも相談をしながら改良していく場所を決定していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第8 議案第51号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計予算

◇議長（柳沢浩一君） 日程第8、議案第51号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 9 認定第 1 号 平成 2 5 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 1 0 認定第 2 号 平成 2 5 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 1 1 認定第 3 号 平成 2 5 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 1 2 認定第 4 号 平成 2 5 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 1 3 認定第 5 号 平成 2 5 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 1 4 認定第 6 号 平成 2 5 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 1 5 認定第 7 号 平成 2 5 年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（柳沢浩一君） 決算特別委員会に付託しました日程第 9、認定第 1 号 平成 2 5 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 1 5、認定第 7 号 平成 2 5 年度玉村町水道事業会計決算認定についての審査報告を一括議題といたします。

決算特別委員長より審査報告を求めます。

石川眞男決算特別委員長。

〔決算特別委員長 石川眞男君登壇〕

◇決算特別委員長（石川眞男君） それでは、委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

認定第 1 号 平成 2 5 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定となりました。内容は妥当なものと認める、以上が理由です。

認定第 2 号 平成 2 5 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は

認定とするものです。内容は妥当なものとする。

認定第3号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定となりました。内容は妥当なものとする。

認定第4号 平成25年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定となりました。内容は妥当なものとする。

認定第5号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は認定とするものです。内容は妥当なものとする。

認定第6号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果は認定とするものです。内容は妥当なものとする。

認定第7号 平成25年度玉村町水道事業会計決算認定について、議決の結果、認定とするものです。内容は妥当なものとする。

以上、報告いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。

討論、表決は各会計別に行います。

最初に、日程第9、認定第1号 平成25年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、認定第2号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第3号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第4号 平成25年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第5号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第6号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第7号 平成25年度玉村町水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。



○日程第 16 開会中における所管事務調査報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 16、各常任委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第 77 条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第 17 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 17、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第 73 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



○日程第 18 議員派遣の申し出

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 18、議員派遣の申し出を議題といたします。

玉村町議会会議規則第 129 条の規定による議員の派遣については、お手元にお配りした議員派遣申出書のとおりであります。

お諮りいたします。議員派遣申出書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認め、議員派遣申出書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。



○追加日程第 1 同意第 3 号 玉村町公平委員会委員の選任について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、追加日程第 1、同意第 3 号 玉村町公平委員会委員の選任についてを

議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 同意第3号 玉村町公平委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成20年から公平委員を務めていただいております関口政純様におかれましては、本年5月14日に急逝されました。関口様は、4月23日開催の公平委員会にはいつもと変わらぬお元気な姿で出席され、昼食もご一緒させていただきましたところでしたので、大変急な悲報に接し、とても信じられない思いでございました。関口様は、教育長として、また公平委員として長きにわたり町のためにご尽力くださいました。この場をおかりいたしまして、深く感謝するとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

本案は、関口様の後任といたしまして、樋越713番地1にお住まいの八木茂雄様を選任いたしたく、ご提案をさせていただくものでございます。八木様は、営農の傍ら、農業協同組合理事や区長を務められ、識見にすぐれ、人格は高潔で、公平な審査を行っていただけたらと思っております。ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



○追加日程第2 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、追加日程第2、同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成18年より固定資産評価審査委員会委員を務めていただきました内田昌明様から一身上の都合により本年7月2日をもって退職したいとの申し出があり、この申し出を受理いたしました。内田様には約8年間公平公正な審査をいただき、この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。このため、本案はその後任といたしまして箱石28番地にお住まいの金子一也様を選任いたしたく、ご提案をさせていただくものでございます。金子様におかれましては、群馬県庁職員として長年にわたり勤務され、退職後は農業委員会長や区長を歴任されるなど行政経験が豊富で、適任者であると考えております。ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



○追加日程第3 玉議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

◇議長（柳沢浩一君） 追加日程第3、玉議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

◇議長（柳沢浩一君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君登壇〕

◇14番（宇津木治宣君） 提案理由の説明をいたします。

玉議第6号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について。本議案は、先ほど可決をいただきました手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書が採択をされ、これに基づき意見を提出するものであります。内容は、ただいま事務局長が読み上げたとおりであります。

せっかくの機会なので、9月8日に行われました請願者の代理人である吉原孝治さんの発言を若干紹介したいと思います。皆さんのお手元にも文書表でお配りしているとおりでありますが、若干読み上げてみたいと思います。吉原孝治さんによれば、手話は言語であるとともに、障害者基本法の中に盛り込まれているが、まだまだ普及していない。耳が聞こえる人たちも、手話がどんなものであるかまだ理解できていない人がたくさんいる。私たちは小さいころから聾学校に通ってきたが、子供のころは手話を使わずに口話というものを使ってきた。口を隠して耳で聞く練習もあるが、先生が紙を持って口元を隠すような形で話をする、マイクを使い、両耳に補聴器をつけても効果がない。また、口の形を読み取るのも大変である。たばこも卵と口形が同じであるため、どちらか区別ができない。板書をせずに口話だけで授業をするとわからない。わからないことが多いまま社会に出て、その後手話があることを知り、手話のほうが圧倒的な情報量がある。口話は、口話に身ぶり手ぶりがつけば内容がわかるが、口の動きだけで言葉を理解するのでは、内容をきちんとつかめない。今後聾学校では、そういったことが十分整っていないため、手話言語法が制定されれば、子供たちが小さいころから手話を身につけ、同時に口話も身につけていけると思う。そういう社会のために、たくさんの情報を提供できるようにしたいと考えている。手話言語法の制定を求める意見書がこれまでにたくさんのところから届いており、私たちも今後頑張っていきたいと思っているが、玉村町議会においても手話を広めていただきたい。詳細は提出した資料に載っているので、ぜひ読んでいただきたい。

聾学校の生徒数は99人であり、将来的に減少傾向にある。耳が聞こえないということと、知的障害がある、肢体不自由を抱える重複障害の子供もふえてきている。知的障害があっても手話を身につ

けられる環境というものを整えてもらいたい。ぜひ手話が言語であるということを提案していただきたい。切実に訴えておられました。この内容に基づき、本意見書をまとめ上げました。提案いたします。よろしくご議決いただきますようお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（柳沢浩一君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



○町長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） 閉会に当たりまして、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 平成26年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月3日に開会され、本日までの10日間、追加議案を含む30議案につきまして慎重にご審議をいただき、ご議決賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、平成25年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において大変貴重なご意見、ご提言をいただきました。今後の執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと考えております。

さらに、一般質問において議員の皆様方よりご指摘、ご提言いただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に反映させてまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

さて、去る8月31日に高崎駅東口から板倉町までの58.6キロを結ぶ東毛広域幹線道路が、暫定2車線ではありますが、全線開通をいたしました。これにより、産業、経済がますます活性化するとともに、都市間移動の利便性向上や歴史的、文化的交流など、さまざまな効果が図られるものと確信をしております。また、懸案でありますたまむら道の駅（仮称）につきましては、予定どおり来年の開通を目指し、進行しております。町といたしましても、開通による効果を生かすため、さまざまな施策に取り組んでいるところでございますが、今後とも議員の皆様方にはご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

終わりに、これから町民体育祭や産業祭など何かと行事の多い季節となるわけでございますが、議員各位におかれましては、どうか健康に十分留意され、ますますご活躍をいただきますことを祈念申し上げます、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） 閉会に当たりまして、私のほうから一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

平成26年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会は、9月3日に開会し、本日までの10日間にわたり、新規条例の制定や補正予算等に係る重要な議案が慎重審議されました。また、平成25年度決算認定では、決算特別委員会にて大変活発な議論がなされるとともに、一般質問においても、10人の議員がさまざまな観点から町政をたずねなど、まことに意義深い議会となりました。改めて感謝を申し上げるところであります。

執行当局には、今定例会で示された意見や提言を今後の行政執行に生かされるよう、より一層の努力を求めるとともに、副町長を初め町幹部職員には、町長を補佐し、住民福祉のために今後ともその重責を全うされますようお願いを申し上げます。

また、議員各位におかれましては、今後ますます健康に留意されまして、玉村町発展のためにご尽力くださいますようお願い申し上げます、閉会に当たりまして一言お礼のご

挨拶いたします。



○閉 会

◇議長（柳沢浩一君） 以上で平成26年玉村町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時17分閉会